

「神奈川県指定確認検査機関の処分等の基準」及び
「神奈川県指定構造計算適合性判定機関の処分等の基準」の一部改正について

1. 改定の趣旨

令和8年7月31日、国が定める「指定確認検査機関の処分等の基準」及び「指定構造計算適合性判定機関の処分等の基準」が改定されたことから、県が定める「神奈川県指定確認検査機関の処分等の基準」及び「指定構造計算適合性判定機関の処分等の基準」も同様の改定を行う。

2. 改定の内容

(1) 指定確認検査機関の処分等の基準の改定

- ① 不正行為等の内容、程度等に応じた適切な処分を行うことができるよう、法第77条の30に基づく監督命令の取扱いの明確化及び処分事由毎の標準的な処分内容の適正化を行う。
- ② 一部の規定について、表現の適正化等を行う。

(2) 指定構造計算適合性判定機関の処分等の基準の改定

- ① 指定確認検査機関の処分等の基準の改定と同様の趣旨から、所要の改定を行う。
- ② 一部の規定について、表現の適正化等を行う。

3. 施行日（予定）

令和8年11月24日